

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）抜粋

（帳簿）

第三百三十一条

2 法第八十一条第一項の規定により保安機関が帳簿に記載すべき事項は、自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあつては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 供給開始時点検・調査を行った場合	一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 三 供給開始時点検・調査の結果

<p>三 定期供給設備点検を行った場合</p>	<p>二 容器交換時等供給設備点検を行った場合</p>
<p>一 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 定期供給設備点検を行った者の氏名</p>	<p>一 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名</p> <p>三 容器交換時等供給設備点検の結果</p> <p>四 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第二十七条第一項第一号の通知をした場合は、その内容</p> <p>五 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日</p>
<p>三 定期供給設備点検を行った場合</p>	<p>四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容</p> <p>五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日</p> <p>六 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称</p> <p>七 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月</p>

	三 定期供給設備点検の結果
	四 定期供給設備点検の実施又は法第二十七条第一項第一号の通知をした場合は、その内容
三の二 法第三十四条ただし書の規定により定期供給設備点検を行わなかった場合	五 定期供給設備点検又は通知の年月日
四 定期消費設備調査を行った場合	一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所
	二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の氏名
	三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月日
	四 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
	一 定期消費設備調査の結果
	二 定期消費設備調査を行った者の氏名
	三 定期消費設備調査の結果
	四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容

<p>六 緊急時対応を行った場合</p>	<p>一 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 緊急時対応を行った者の氏名</p>
<p>五 周知を行った場合</p>	<p>一 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 周知を行った者の氏名</p> <p>三 周知の内容</p> <p>四 周知の年月日</p>
<p>四の二 法第三十四条ただし書の規定により定期消費設備調査を行わなかった場合</p>	<p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の氏名</p> <p>三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月日</p>
<p>四の二 法第三十四条ただし書の規定によ</p>	<p>七 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月</p> <p>六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称</p>
<p>五</p>	<p>五 定期消費設備調査又は通知の年月日</p>

七 緊急時連絡を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 三 緊急時対応の内容及び結果 四 緊急時対応を行った年月日 一 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 緊急時連絡を行った者の氏名 三 緊急時連絡の内容及び結果 四 緊急時連絡を行った年月日
---------------	--

5 法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる保安業務に係る事項については、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。（当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であって当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。）

- 一 第三十六条第一項第一号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検
- 二 第三十七条第一号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査